

敦賀支部の執行事件の集約について

令和5年4月1日から、福井地方裁判所敦賀支部で取り扱う以下の執行事件は、福井地方裁判所（本庁）で取り扱うこととなりました。

【対象となる事件】

敦賀支部（福井県のうち敦賀市、三方郡、三方上中郡、小浜市、大飯郡）管轄の

1. 不動産執行・担保権実行事件
2. 債権執行・担保権実行事件
3. 配当等事件
4. 企業担保権実行事件
5. 財産開示事件
6. 第三者からの情報取得事件
7. 上記事件に関する執行雑事件

なお、令和5年2月1日から同年3月31日までの間は、敦賀支部が管轄である上記の各事件を、福井地方裁判所（本庁）に申し立てることもできます。

【注意】

敦賀支部では、申立てのほか、入札書の受付や特別売却の買受申出もできません。

誤って敦賀支部に入札書を郵送された場合は、無効となりますので、必ず福井地方裁判所（本庁）執行官室に入札書を提出してください。入札関係書類は、敦賀支部にも備え置いています。

なお、執行官が取り扱う動産執行事件等については、引き続き敦賀支部で取り扱います。ご不明の点がありましたら、下記の裁判所にお問い合わせください。

【問合せ先】

- ・ 福井地方裁判所民事訟廷事務室執行係（電話 0776－91－5076）
- ・ 福井地方裁判所敦賀支部（電話 0770－22－0812）